

自治体病院経営に関する要望

地域医療の確保と住民福祉の向上のため、議会の議決を経て設立された自治体病院は、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど、その社会的使命を果たしている。

しかしながら、度重なる制度改革に伴う医療環境の変化により厳しい経営を強いられている。また、医師不足・偏在の問題により診療科の縮小・廃止にとどまらず、休止・閉院にまで追い込まれる病院もあり、もはや地方自治体が単独で改善することは極めて困難な状況となっている。

地域のニーズに対応した適切かつ良質な医療を提供するためには、危機的な状況が続いている医師不足等の早期解消を図る実効性のある施策の展開はもとより、自治体病院の役割に応じた財政支援措置の更なる充実強化、診療報酬の増額改定が不可欠である。

よって、国におかれては、自治体病院経営安定のため、別記事項を実現されるよう強く要望する。

1. 財政措置について

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に過疎地、高度・特殊医療、産科、小児科、救急医療などに対しては、地方交付税措置等を拡充強化するとともに、人件費の補助など適切かつ充実した措置を講じること。
- (2) 公立病院改革プラン等にもとづく、再編・ネットワーク化に伴う経費については、地方交付税措置をはじめとする財政支援措置の更なる拡充を図ること。

2. 医師不足・偏在対策等について

- (1) 政権公約に掲げる「医師数の1.5倍増」という数値目標については、地方の医療計画に資するよう、それに至る工程表を併せて示すこと。
- (2) 医師の絶対数を確保するため、医学部の定員増及び地域枠の拡大を更に図るとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など抜本的な対策を講じること。
- (3) 産科、小児科、外科、麻酔科など医師不足が深刻な診療科について、医師確保のための緊急的かつ実効性のある対策を講じること。
- (4) 医師の地域偏在を改善するため、二次医療圏を単位と

して、地域の実情に即した診療科ごとの必要な医師数を算出する制度的措置を講じるなど、実効性の高い仕組みを構築すること。

(5) 医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を緊急に講じること。少なくとも、病院・診療所の管理者となる要件に、地域医療の従事経験を付加すること。

(6) 都道府県の地域医療対策協議会の取組に対する支援を充実強化するとともに、都道府県域を越えた実効性のある緊急医師派遣制度を確立すること。

(7) 女性医師及び看護師の出産や育児等による離職を抑制するとともに、復職を促し、その就業率を高めるため、院内保育所の整備、復職研修の充実や短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。

(8) 医師の負担を軽減するため、勤務実態に即した処遇改善はもとより、看護師、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

3. 救急医療体制について

(1) 救急患者の受入不能という事態を防止するため、救急医療情報システムの再構築を含め、救急医療体制の確

保・充実を図ること。

(2) 小児救急医療について、医師確保と地域への均衡ある配置の実現を図るとともに、医療体制の充実強化のための財政措置を講じること。

(3) 軽度な症状でさえも安易に夜間や休日の救急外来を受診するなど、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心がけるよう広く国民に啓発すること。

4. 診療報酬の改定について

(1) 医師不足が深刻な診療科については、診療報酬の適切な評価を行うこと。

(2) 医療技術を適正に評価するとともに、病院の運営コストを適切に反映した診療報酬体系とすること。

(3) 前回の診療報酬改定に引き続き、全体改定率をプラス改定とすること。

5. 東日本大震災復興について

東日本大震災により被災した自治体病院施設の復旧事業に係る国庫補助率を大幅に引き上げるとともに、実質的に自治体負担が生じないよう万全の地方交付税措置を講じること。